

錦江町農業委員会 8月定例総会会議録

○ 開催日時 令和5年8月25日（金） 午後4時から

○ 開催場所 本庁2階会議室

○ 委員（農業委員14人、農地利用最適化推進委員10人）

会長	1番	安水 純一
会長代理	2番	鳥越 秀一
委員	3番	宿利原 勝吉
委員	4番	元丸 敏朗
委員	5番	宿利原 進
委員	6番	安田 憲次
委員	7番	徳永 哲朗
委員	8番	鍋 康博
委員	9番	貫見 和洋
委員	10番	畠中 正秋
委員	11番	本釜 好子
委員	12番	寺田 郁哉
委員	13番	毛下 利美
委員	14番	内藺 雄治

農地利用最適化推進委員	内藺 政文
農地利用最適化推進委員	山中 徹
農地利用最適化推進委員	水流 佳文
農地利用最適化推進委員	竹原 政洋
農地利用最適化推進委員	笹原 幸子
農地利用最適化推進委員	折小野 道男
農地利用最適化推進委員	横原 利己
農地利用最適化推進委員	中野 純治
農地利用最適化推進委員	舞原 幸一郎
農地利用最適化推進委員	白桃 勉

○ 欠席 なし

○事務局職員 事務局長 池之上 和隆 事務局次長 坂口 美智代
書記 永田 宗成・折久木まり子・舞原 利博

○議事日程

1、開会

2、農業委員憲章朗読

3、会長あいさつ

4、議 事

第1 議事録署名委員の指名について

第2 会務報告について

第3 附議事項

議案第17号 農地法第3条許可申請について

議案第18号 旧農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地
利用集積計画（所有権移転）の錦江町長に対する要請について

議案第19号 旧農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地
利用集積計画（利用権設定）の錦江町長に対する要請について

議案第20号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の見直しに係る
農業委員会の意見について

○事務局	それでは、ただいまより、令和5年8月錦江町農業委員会定例総会を開催いたします。皆さん姿勢を正してください。一同礼。農業委員会憲章の朗読を、本日は2番、鳥越委員にお願いいたします。
○鳥越委員	憲章朗読。
○事務局	ありがとうございました。ここですね、農地利用最適化推進委員の方々に委嘱状の交付を会長より行います。代表で内菌推進委員に受領していただきます。
○会長	委嘱状。内菌政文殿、錦江町農地利用最適化推進委員に任命する。任期令和5年7月20日から令和8年7月19日まで、錦江町農業委員会会長、安水純一。よろしく申し上げます。
○事務局	他の推進委員の皆様方には別途配付しておりますのでご了承ください。それでは会長がご挨拶申し上げます。
○会長	皆さんこんにちは。14名の農業委員が決まり、10名の最適化推進が決まりました。本日、錦江町農業委員会満席による定例総会が行われるということ、大変うれしく喜んでいただいております。この定数を確保するために、事務局の皆さん、そして多くの方のご尽力をいただいたことを、感謝申し上げます。どうもありがとうございました。まだまだ暑い日が続いております。農業委員会といたしましては、これから利用状況調査等始まりますので、くれぐれも体には気をつけて、錦江町の農業発展のために、皆さんで頑張ってください。それではただいまより、令和5年8月錦江町農業委員会の議事を開会いたします。全員出席しておりますので錦江町農業委員会会議規則第8条の規定により総会は成立していることをお知らせいたします。それでは、錦江町農業委員会規則第23条第2項の規定により、本日の会議録署名委員に、2番、鳥越委員と3番、宿利原勝吉委員を指名しますので、よろしくをお願いいたします。次に会務報告についてを議題といたしますので、事務局の報告をお願いいたします。
○事務局	はい。8月の会務報告を行います。8月22日に農業者年金加入推進特別研修会が鹿児島市で行われ、折久木書記と鍋委員に出席していただいております。本日、25日に農業委員会8月定例総会を開催でございます。以上です。
○会長	ただいまの会務報告について、質問等はありませんか。
○委員	なし。
○会長	ないようですので以上で会務報告を終わり、付議事項に入ります。議案第17号農地法第3条許可申請についてを議題といたしますので、事務局の説明をお願いいたします。
○事務局	それでは3ページをお開きください。受付番号9番です。譲渡人の方が、○さん、塩屋の方です。経営規模については、お目通しください。場所が2筆ありまして、いずれも馬場字寺前中町、地番につきましては、お目通しください。

	い。地目は台帳、現況ともに、2筆とも畑となっております。地積が合計で1,320㎡です。譲受人の方が、〇〇さん、麓の方です。経営規模については、お目通してください。以上になります。
○会長	次に、内菌推進委員の報告をお願いいたします。
○内菌推進委員	はい。報告いたします。受付番号9番のこの案件なんですけど、もともと〇〇さんが耕作されておったんですが、ちょっと年をとって、また耕作がちょっと家からも遠くて、なかなかこう管理が難しくなってきたということで。ここの農地ですね近くに田んぼを耕作されている、また同級生でもあります〇〇さんに作ってくれないかということで、お願いしたところ了承してくれたということでした。ここは、〇〇で譲渡という形になります。何ら問題ないかと思えますので、審議のほどよろしく申し上げます。
○会長	ただいま事務局の説明と担当委員の報告がありましたが、質疑はありませんか。
○委員	なし。
○会長	質疑なしと認め、採決します。お諮りいたします。議案第17号については、原案のとおり許可することに異議ありませんか。
○委員	なし。
○会長	異議なしと認めます。したがいまして、議案第17号については原案のとおり許可することに決定しました。次に、議案第18号旧農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地利用集積計画の錦江町長に対する要請についてを議題といたしますので、事務局の説明をお願いいたします。
○事務局	はい、では5ページからになります。受付番号5番の譲渡人の方が、〇〇さん、始良市の方です。経営規模は、お目通してください。場所が神川字立山口2840番、台帳現況地目とも田、地積が714㎡です。譲受人の方が、〇〇さん、神川上の方です。経営規模は、お目通してください。受付番号6番の譲渡人の方が、〇〇さん、愛知県の方です。経営規模は、お目通してください。場所が2筆ありまして、いずれも神川字梅木、地番については、お目通してください。地目が台帳現況ともに田となっております。地積が合計で1,420㎡です。譲受人の方が、〇〇さん、神川城の方です。経営規模については、お目通してください。以上になります。
○会長	次に徳永委員の報告をお願いいたします。
○徳永委員	はい、報告します。この5番の土地は、7月の総会であっせん申しました場所です。譲受人の〇〇さんは、今この土地を借りて育苗ハウスを作っておる場所です。本人も、買いたいということで話がすんなり決まりました。この土地を〇〇さんが買うことになりました。値段は〇〇円です。ちょっと田んぼとしては高いんじゃないかと話もあったんですが、現地が田んぼでもないし、畑でもないというような中間的な場所でしたので、田んぼの値段と畑の値段の中間の値段で合意しております。以上です。

○会長	はい。次に、内菌委員の報告をお願いいたします。
○内菌委員	はい。報告いたします。この案件ですが、先月、あっせん申出にあった案件です。譲渡人の〇〇さんと譲受人の〇〇さんの話合いで、あまり優良農地ではないため、安く売買されております。売買価格は〇〇円となっております。〇〇さんは、息子さんと繁殖牛を、主に経営されており、農地も農地周りもしっかり管理されておりますので、何ら問題はないと思います。審議のほどよろしく申し上げます。
○会長	事務局の説明と担当委員の報告がありましたが、質疑はありませんか。
○委員	ありません。
○会長	質疑なしと認め、採決します。お諮りいたします。議案第 18 号については、原案のとおり許可することに異議はありませんか。
○委員	なし。
○会長	異議なしと認めます。したがいまして、議案第 18 号については、原案のとおり許可することに決定いたしました。続きまして、議案第 19 号旧農業経営基盤強化促進法第 15 条第 4 項の規定による農用地利用集積計画の錦江町長に対する要請についてを議題といたしますが、2 回に分けて審議したいと思いますが、ご異議ありませんか。
○委員	なし。
○会長	異議なしと認めます。それでは、受付番号 59 番から 62 番について、事務局の説明をお願いいたします。
○事務局	はい、では 7 ページをお開きください。受付番号 59、60 の貸し人の方が、〇〇さん、鹿児島市の方です。場所が 2 筆ありまして、いずれも城元字間門前、地番はお目通しください。地目が 2 筆とも田となっております。地積が合計で 2,695 m ² です。期間が令和 5 年 9 月 1 日から令和 8 年 12 月 14 日までです。小作料は〇〇円です。借り人の方が〇〇さん、六反田の方です。受付番号 61、62 番の貸し人が〇〇さん、弓場下の方です。場所が 2 筆ありまして、馬場字天松院ノ下 1952 番 1 と馬場字芝山 477 番 2 です。地目は 2 筆とも田となっております。地積は合計で 4,505 m ² です。期間が令和 5 年 9 月 1 日から令和 15 年 12 月 14 日までです。小作料につきましては、米 30 kg 〇〇俵と〇〇円となっております。借り人の方が、〇〇さん、木場の方です。別紙で A 4 の横の用紙がありますけれども、そちらのほうに借り人の方の経営状況がありますので、そちらもご覧ください。以上になります。
○会長	はい。事務局から説明がありましたが、ここで鳥越委員の報告をお願いいたします。
○鳥越委員	ご報告いたします。もともとハウスがあったところで、もう 10 何年、耕作放棄地になってたところがございます。63 番から 68 番と同じ貸し人なんですけれども、ここだけがハウスが建っていた関係上、解体料やら含めて、3 年間は〇〇で借りるということで、3 年間、基盤法で契約して、そのあとはまた中

	間管理機構のほうに移行する計画です。よろしくお願いいたします。
○会長	続きまして寺田委員の報告をお願いいたします。
○寺田委員	61番と62番について説明いたします。借り人の〇〇くんですが、〇〇代表の〇〇氏の息子で、後継者として帰ってこられました。農機具等は、当面は〇〇のものを利用されるとのことで、技術的なものはこれからなんでしょうけれども、他の若い後継者ととも錦江町の農業を支えていくものと考えますので、よろしくお願いいたします。
○会長	事務局の説明と担当委員の報告がありましたが、質疑はありませんか。
○委員	ありません。
○会長	質疑なしと認め採決いたします。受付番号59番から62番については、原案のとおり許可することに異議ありませんか。
○委員	なし。
○会長	異議なしと認めます。したがって、受付番号59番から62番については、原案のとおり許可することに決定しました。次に、受付番号63番から69番について審議しますので、事務局の説明をお願いいたします。
○事務局	はい、では引き続き7ページをご覧ください。受付番号63番から68番の貸し人の方が、〇〇さん、鹿児島市の方です。場所が6筆ありまして、馬場が1筆、城元が5筆あります。字地番のほうは、お目通しください。地目につきましては、6筆とも田となっております。地積が合計で8,395㎡です。期間が令和5年9月1日から令和10年8月31日までです。小作料につきましては、合計で〇〇円となっております。借り人の方は、すいませんさっき申し忘れてましたが、こっから農地中間管理機構に係るものですので、借り人の方は県地域振興公社となっております。受付番号69番の貸し人の方が、〇〇さん、瀬戸山の方です。場所は、城元字大田中1135番、地目が田、地積が1,558㎡です。期間が令和5年9月1日から令和10年8月31日までです。小作料は〇〇円です。別紙のほうで、A3の横長の用紙が配ってあります。こちらのほうに農用地の配分計画が示してあります。この案件につきましては1番から6番と16番が、今回の案件の分の配分計画案となっております。7から15番につきましては、借り人の方の変更に関わる分の配分計画案となっておりますので、お目通しください。以上になります。
○会長	事務局からの説明がありましたが、何か質疑はありませんか。
○委員	なし。
○会長	質疑なしと認め採決をいたします。受付番号63番から69番については、原案のとおり許可することに異議ありませんか。
○委員	なし。
○会長	異議なしと認めます。したがって、受付番号63番から69番については、原案のとおり許可することに決定いたしました。続いて、議案第20号農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の見直しに係る農業委員会の意見

についてを議題といたしますので、事務局の説明をお願いいたします。

○事務局

はい、資料につきましてはA4のですね、地域計画の策定・実行までの流れというものと、それからA3の新旧対照表が資料になります。人・農地プランが法定化されることによりまして、地域計画を定めることになっております。法定化されたことによりまして、経営基盤法の改正法が今年度の4月1日から施行されたわけです。各市町におきまして、これまでも農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想というのを定めているんですが、この改正によりまして、また新たにこの基本構想の見直しをしなければいけないということになっております。このことにつきまして、基盤法の6条とか施行規則の中に農業委員会の意見をいただかないといけないということになっておりますので、今回議案に上げさせております。A4の資料をご覧ください。青の蛍光ペン、黄色の蛍光ペンで印をつけているんですが、鹿児島県のほうが基本方針の見直しを、施行後3か月以内にして、その基本方針、基本要綱を参考に各市町村で基本構想を策定しなければいけないとなっております。県の基本方針が、今年の6月に策定されましたので、3か月以内の9月までに策定するということになっております。新旧対照表をご覧ください。これで説明をさせていただきます。前回の見直しが令和4年2月でした。めくっていただきまして、すいません、ページ数を振っていないんですが、見直しの部分につきましては、左側の赤字で、変更になった部分については右に下線で示しております。変更点の第4の農業を担う者の確保及び育成を図るための体制の整備その他支援の実施に関する事項、これにつきましては、新規の項目になります。第6が右も左も全く一緒なんですが、赤の修正をお願いいたします。農業経営基盤強化促進事業に関する基本的なを入れてください。農業経営基盤強化促進事業に関する基本的なが入ります。基本的な事項となります。2ページをご覧ください。これまで、個別経営体、組織経営体となっていたものが、個人経営体、団体経営体に修正がなされております。3ページにつきましては、地域計画を作成しなければいけないということで、その地域計画の内容が、記述追加しているところです。4ページにつきましては、青年等の育成確保目標についてですが、近年の新規就農者数の調査結果を踏まえて、250から200人に修正をしているところです。それから中心経営体が、法定化されたことにより、中心経営体ということが削除になっておりまして、追加で認定新規就農者から認定農業者への円滑な移行の推進ということを記述しております。5ページにつきましては、個別が個人になったところの修正のみです。それから18ページ、19ページですが、最初に申しあげました目次の中で、新規の項目が入っておりますので、新しい項目をそのまま記述をさせていただいております。20ページにつきましては、改正基盤法の施行に伴う追加、それから改正基盤法の基本要綱の内容を踏まえて変更している部分です。21ページ、23ページ、24ページにつきましては、同じく改正基盤法において、利用権設定等促進事業が廃止されまして、地域計画

	<p>推進事業が新設されたことに伴う修正となっております。27 ページは、農用地については、地域計画の策定、変更をして、その実現を目指すことになるため、27 ページの赤字の修正となっております。34 ページは施行日の追加のみです。今回の資料はもう前回の令和4年2月に見直しを一旦していただいたものに対して、今回法定化された地域計画を織り込んでの基本構想をとということになりましたので、修正の部分だけ、申し訳ありません資料を上げさせていただいております。以上です。</p>
○会長	<p>事務局から説明がありました、何か質疑はありませんか。</p>
○鳥越委員	<p>基盤法がなくなって、この地域計画推進事業になって、いけんなっけ。地域計画書の中の、この人がこの人に将来的に貸すんすよという人になるべく貸すという形。</p>
○事務局	<p>そうですね、できるだけその農地、何ていうんですかね、担い手の育成も含め、そこを。人・農地プランが、結局計画を立てて、この方とこの方とマッチングをさせてっていうことがあったんですけども、結局そこがうまくいってなくて。具体的にしなさいと。地域計画を地域ごとに、地図上の中で、ここは誰の所有者、耕作者ということ。それを計画の中で、今度はその中で誰がどこを重点的にというのを決めて、その人達に集積あるいは集約していく。それで、新規の人がいたらその人にもというのを地域計画の中で盛り込んでいかないといけない。</p>
○鳥越委員	<p>大まかでよかちゅうことやな。</p>
○事務局	<p>集積だけじゃなくて、やはりその集約につながるようにですね。そして、地図上にそれを分かりやすく落としていく。一応その地図をですね作っていただくのが、農業委員会の仕事となっておりますので、またそのときにはお願いをしますので、一緒に地域でですね話し合いを進めていったりしますので。その地域の中で、実状的な部分はもう農業委員さん推進委員さんが1番ご存じだと思いますので、そのときには参加のご協力をいただく形になりますので、よろしくお願ひします。</p>
○会長	<p>よろしいですか。ほかに何か質疑はありませんか。</p>
○委員	<p>なし。</p>
○会長	<p>質疑なしと認め採決をいたします。お諮りいたします。議案第20号については、原案のとおり決定することに異議はありませんか。</p>
○委員	<p>なし。</p>
○会長	<p>異議なしと認めます。したがって、議案第20号については原案のとおり決定いたしました。以上で、令和5年8月錦江町農業委員会定例総会の付議事項の協議を終了いたします。</p>
○事務局	<p>それでは以上をもちまして、令和5年度8月錦江町農業委員会定例総会を終了いたします。姿勢を正してください。一同礼。</p>

錦江町農業委員会会議規則第23条第2号の規定により署名する。

会 長

2 番

3 番

議事録調整者